

第4章 南海トラフ地震に関する事前対策計画

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

第1節 計画作成の趣旨

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）において、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意報、巨大地震警報）が発表された場合にとるべき対策を定める。推進地域以外の村に対しても、本計画を準用し、全県一体となった対策の推進を図る。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項、関係者との連携協力の確保に関する事項、防災訓練に関する事項及び地震防災上必要な教育及び広報に関する事項については、本編第2章による。

第2節 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

第2編震一般災害編第1章第1節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

第3節 南海トラフ地震臨時情報等について

1 情報の種類と発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1ヵ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{※4}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※5} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1:南海トラフの想定震源域の海溝軸外側 50 km程度までの範囲

※2:モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始

※3:太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4:ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部(30~40 km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日~1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

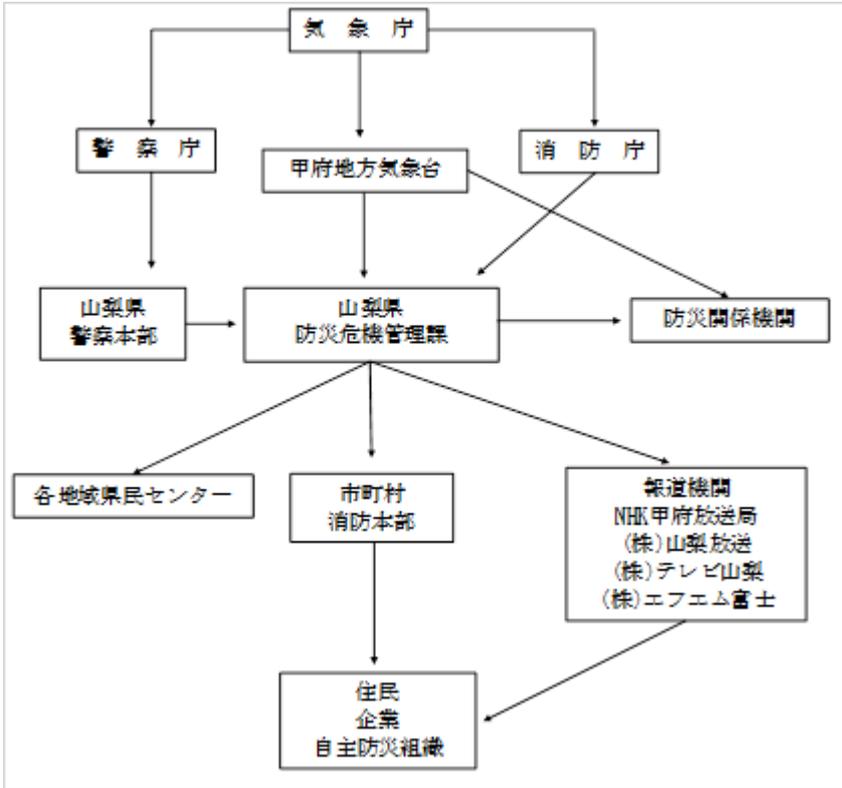
※5:断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴をもっている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の連絡体制は以下のとおり。



(2) 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの県の対応

情報名	対応
南海トラフ地震臨時情報（調査中）※ 県内震度が4未満	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内連絡会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・発表された情報の共有 ・情報収集・連絡体制の確認 等 ○情報収集態勢 <ul style="list-style-type: none"> ・防災局職員2名＋宿日直職員【勤務時間外】
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内連絡会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害警戒本部態勢
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内連絡会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害対策本部態勢

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフライン

に関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。

(1) 県の広報活動

ア 広報体制

県民に対して的確な広報を行い、適切な対応を促すよう努めるものとする。

イ 広報内容

- a 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に関する情報の周知及び内容説明
- b 主な交通機関運行状況及び交通規制状況
- c ライフラインに関する情報
- d 推進地域内外の生活関連情報
- e 家庭において実施すべき事項
- f 自主防災組織に対する防災活動の呼びかけ
- g 金融機関が講じた措置に関する情報
- h 県の準備体制の状況
- i その他必要な事項

ウ 広報手段

報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、広報車、インターネット、冊子など様々な広報手段により実施する。

エ 報道機関との応援協力関係

知事は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒、巨大地震注意)の発表を受けたとき、放送機関との協定(「災害時における放送要請に関する協定」)により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかけ、民心の安定を図る。

オ 住民等からの問い合わせに対する対応

速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話等を備えた窓口の開設、人員の配置等体制の整備を図る。

(2) 市町村の広報活動

市町村は市町村地域防災計画の定めるところにより、住民に対して広報を行う。

広報は、広報車、同時通報用無線放送、有線放送、サイレン、半鐘、冊子、外国語放送等によるほか、自主防災組織を通じるなど様々な広報手段を活用して行う。

また、住居者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

また、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等による広報を行う。

(3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

県、市町村及び防災関係機関は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報の収集体制を整備するものとする。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

ア 南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。)に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

イ 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(5) 避難所の運営

本編第3章による。

(6) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

ア 水道

水道事業者は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

イ 電気

電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

ウ ガス

ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

エ 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

オ 放送

(ア) 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

カ 下水道

下水道事業者は、必要な揚水・汚水処理の体制を確保するものとする。

(7) 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

(8) 交通

ア 道路

(ア) 県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

する。

- (イ) 県及び市町村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

イ 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

- (9) 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制を定めるものとする。

(ア) 各施設に共通する事項

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置

- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

- d 出火防止措置

- e 水、食料等の備蓄

- f 消防用設備の点検、整備

- g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

- h 各施設における緊急点検、巡視

(イ) 個別事項

- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

- b 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置

- c 幼稚園、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項

- ・ 児童生徒等に対する保護の方法
- ・ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (ア) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、アの(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

- b 無線通信機等通信手段の確保

- c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (イ) 市町村地域防災計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(ウ) 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

ウ 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

(10) 滞留旅客等に対する措置

市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県は、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

別紙 東海地震に関する事前対策計画

(以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における県、市町村、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関連機関等の防災対応を定めており、従前は第4章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁における東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間、地震編の別紙として位置づけるものとする。)

第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条の規程に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)において、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言が発せられたとき等にとるべき対策を定める。強化地域以外の村に対しても、本計画を準用し、全県一体となった対策の推進を図る。

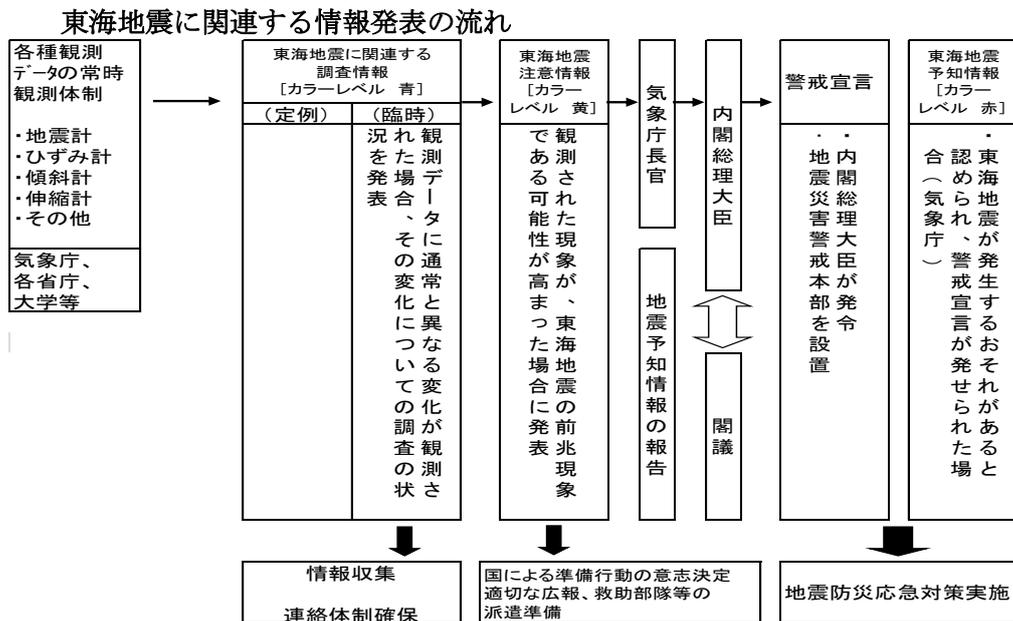
なお、東海地震に係る防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育に関する事項及び緊急整備事業計画については、本編第2章による。

1 東海地震に関連する情報の種類

東海地震に関連する情報は以下の3種類である。発表される情報には段階に応じてカラーレベルの表示がされる。

- (1) 東海地震に関連する調査情報 (カラーレベル：青)
東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報
 - ア 東海地震に関連する調査情報 (定例)
毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表
 - イ 東海地震に関連する調査情報 (臨時)
観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因についての調査の状況を発表。
- (2) 東海地震注意情報 (カラーレベル：黄)
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される情報
- (3) 東海地震予知情報 (カラーレベル：赤)
東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。



第2節 東海地震に関する調査情報(臨時)、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時(東海地震予知情報)の対策体制及び活動

1 県

(1) 東海地震に関する調査情報(臨時)発表時の体制

ア 県職員の配備体制及び行動

県防災局防災危機管理課員全員及び県地震災害警戒本部統括部職員全員、地域県民センター職員等が配備につき、必要な情報を収集し関係機関に伝達しつつ、続報に備えるものとする。

イ 情報内容の周知

県が有する広報手段の活用及び市町村・報道機関等との連携により、東海地震に関する調査情報(臨時)の内容とその意味について周知を行い、平常時の活動を行いつつ続報に注意する旨呼びかける。

(2) 東海地震注意情報発表時の体制

ア 準備行動

東海地震注意情報に基づき、政府の準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、知事は部隊の派遣・受入れの準備や物資の点検、必要に応じ、児童・生徒の引き渡し等の安全確保対策等の措置を講じるものとする。

イ 情報内容の周知

知事は、東海地震注意情報の内容とその意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。また、県の準備体制の状況について、適切に情報提供を行う。

ウ 県職員の配備体制及び活動

東海地震注意情報が発表されたときは、全所属全職員が配備につき、次の事務を行う。

- ①地震予知に関する情報等の収集及び伝達
- ②地震災害警戒本部設置の準備
- ③消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫

の把握

- ④市町村及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整
- ⑤東海地震応急対策活動要領等に基づき、活動拠点の確保に係る調整を行うほか、広域的応急対策の要請及び受け入れ準備
- ⑥状況により、地震防災応急対策の準備を行う

(3) 警戒宣言発令時（東海地震予知情報発表）の体制

ア 山梨県地震災害警戒本部

知事は、山梨県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）を設置する。県警戒本部の概要は、次のとおりである。

本部長	知事
副本部長	副知事、防災局長、県警察本部長
本部員	各部局長、教育長、公営企業管理者 本編第1章第1節に定める指定地方行政機関、 指定公共機関、指定地方公共機関の役員又は職員

①部長会議

本部長、副本部長、警戒本部各部長で構成し、本部長が招集する。

②統括部

統括部長は防災局長があたり、県災害対策本部活動要領に定める各班を置く。県警戒本部は、特別のとき（例えば庁舎被災等）を除き、県庁防災新館会議室に設置する。

イ 地方連絡本部

本部長： 地域県民センター所長
本部員： 管内出先機関の長

ウ 東京地方連絡本部

本部長： 東京事務所長

エ 職員の配備体制

全所属全職員の配備とする。

オ 県警戒本部の事務

- ① 地震予知に関する情報等の国からの収集及び市町村、防災関係機関への伝達
- ② 市町村、防災関係機関等の応急対策情報の収集及び国への報告
- ③ 消防庁及び代表消防機関との連絡体制や受人体制の確保
- ④ 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者等への指導
- ⑤ 火災防止等の住民への広報
- ⑥ 県内における応急対策の総合調整及び推進
- ⑦ 帰宅困難者、滞留旅客に対しての避難誘導、保護及び食料の斡旋
- ⑧ 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的応急対策の要請及び受け入れ準備

(4) 自衛隊への要請

警戒宣言が発せられた場合、知事は、大規模地震対策特別措置法第13条第2項及び東海地震応急対策活動要領に基づき、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、国に対して自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。

ア 国に対する要請

知事は、国に対し、派遣を要請する事由、派遣を希望する期間、派遣を希望する区域及びその他参考となるべき事項を示して、自衛隊の派遣を要請するものとする。なお、要請する業務は次のとおりである。

- a 航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供
 - b 地震発生直前の航空写真の作成
 - c 特定の緊急患者の移送
 - d 防災要員等の輸送
 - イ **自衛隊（東部方面特科連隊）との連絡調整**
 - a 各種情報を的確に把握するため、緊密な情報交換を行う。
 - b 自衛隊の地震防災派遣が実施される場合、支援活動の細部に関し、連絡調整するものとする。
 - ウ **地震防災派遣部隊の受入れ**
 - a 自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、活動拠点の確保に係る調整を行うなど、必要な受入体制をとる。
 - b 地方連絡本部は、管内の市町村へ自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県警戒本部及び市町村警戒本部との連絡調整を行う。
- (5) **災害発生時の体制**
- ア **県本部(山梨県災害対策本部)**
 - ① 知事は、地震が発生したとき、災害応急対策を実施するため県本部を設置する。
 - ② 県警戒本部から県本部に移行するときの県本部の運営にあたっては、事務の継続性の確保に努める。
 - イ **組織及び所掌事務**
 - ① 県本部と地方連絡本部の編成及び運営並びに所掌事務は、一般災害編の定めに準ずる。

2 市町村

- (1) **東海地震に関連する調査情報(臨時)発表時の体制**
- ア 職員参集
 - イ 防災行政無線等による住民への広報
 - ウ 県、防災関係機関との連絡体制の確保
- (2) **東海地震注意情報発表時の体制**
- ア 東海地震注意情報発表等に係る情報の収集及び伝達
 - イ 職員参集
 - ウ 地震災害警戒本部設置の準備
 - エ 防災行政無線等による住民への広報
市町村長は、東海地震注意情報の内容とその意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。また、市町村の準備体制の内容について、適切に情報提供を行う。
 - オ 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整
 - カ 警戒宣言発令時に避難指示の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための避難所の開設準備
 - キ 県への要請・報告等の実施
 - ク その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備
- (3) **警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の体制**
- ア 市町村地震災害警戒本部
地震防災対策強化地域の市町村が設置
その他の市町村は、これに準じた対策を講じる。
 - イ 市町村地震災害警戒本部の事務
 - ① 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達
 - ② 自主防災組織や、防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告

- ③ 避難の指示
- ④ 事前避難対象地区からの避難のための避難所の開設
- ⑤ 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難所の設置及び帰宅支援対策の実施
- ⑥ 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導
- ⑦ 救急救助のための体制確保
- ⑧ その他市町村管内での地震防災対策の実施

(4)地震発生時

ア 市町村災害対策本部

- ① 市町村長は、地震が発生したとき、災害応急対策を実施するため市町村災害対策本部を設置する。
- ② 警戒本部から災害対策本部に移行するときの災害対策本部の運営にあたっては、事務の継続性の確保に努める。

イ 市町村災害対策本部の事務

- ① 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- ② 被害者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整
- ③ 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防、その他の応急措置の指示
- ④ 国、県、自衛隊、その他防災関係機関に対する支援の要請
- ⑤ 避難路の確保、避難誘導、指定避難所の設置運営
- ⑥ 生活必需品等の確保・供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ⑦ ボランティアの受け入れ
- ⑧ 自主防災組織との連携及び指導
- ⑨ 災害応急対策の実施又は、民心安定上必要な広報
- ⑩ 防疫、その他の保健衛生
- ⑪ 緊急輸送道路の確保及び調整
- ⑫ 施設及び設備の応急復旧
- ⑬ その他災害発生の防ぎよ、拡大防止のための措置等

3 防災関係機関等

防災関係機関は、各機関で定める防災業務計画等により、注意情報発表時の準備行動及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を実施する。

防災活動の概要は、次のとおりである。

機 関 名	活 動 概 要
関東管区警察局	管内各警察の実施する警備活動の連絡調整
甲府財務事務所	金融機関の業務状況に関する連絡調整
関東信越厚生局	管内の情報収集及び伝達に関すること
関東農政局（山梨県拠点）	食糧の供給の実施準備及び関係機関への協力要請準備 米穀販売業者の在庫状況等の調査
関東森林管理局	災害復旧資材（国有林材）の供給の準備
関東経済産業局	緊急物資の確保及び供給の準備
関東東北産業保安監督部	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなどの危険物等の保安確保の指導、鉱山に関する二次災害防止措置及び災害時の応急措置
関東運輸局山梨運輸支局	緊急輸送の要請に対応できる輸送体制確保のための連絡・調整・準備
東京航空局東京空港事務所	航空情報の発表及び一般航空機の運航規制の調整

甲府地方気象台	東海地震に係る情報伝達及び防災関係機関への通報
日本郵政グループ	郵便局における金融措置の指示、災害時における郵政事業に係る災害時特別事務取扱
関東総合通信局	非常通信の確保
山梨労働局	事業所内労働者の二次災害防止措置
関東地方整備局甲府河川国道事務所	河川、道路に対する地震防災応急措置の指示、実施
自衛隊	地震防災派遣及び災害派遣の準備
J R	列車の運行状況の広報及び旅客の保護、避難
東日本電信電話(株)	防災関係主要通話の確保及び一般通信疎通状況の広報
日本赤十字社	応援救護班及び救護物資の配布体制の確立
第三管区海上保安本部	情報の収集
国土地理院関東地方測量部	地殻変動の観測体制の強化
NHK甲府放送局	地震に関する総ての情報の発信
中日本高速道路(株)八王子支社	高速道路の利用状況の広報及び緊急輸送の確保
日本通運(株)山梨支店	災害対策物資緊急輸送体制の確立
東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	電力供給の確保及び地震防災応急対策の実施
日本銀行甲府支店	通貨供給体制の確保及び金融上の応急措置
民間放送機関	地震に関する総ての情報の広報
輸送機関	一般旅客輸送状況の広報及び緊急輸送体制の確保
ガス供給機関	ガス災害予防の広報及び施設点検等災害予防措置
医師会	救護班編成等救護体制の確立
(株)NTTドコモ山梨支店	通話の輻輳の防止及び通話の確保
山梨県社会福祉協議会 山梨県ボランティア協会 日本赤十字社山梨県支部	災害ボランティアの登録、受入体制の整備、連絡調整

第3節 情報の内容と伝達

1 東海地震に関連する情報等の伝達

(1) 情報の種類及び内容

ア 東海地震に関連する調査情報(定例)

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表。

イ 東海地震に関連する調査情報(臨時)

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因についての調査の状況を発表。

ウ 東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報。

エ 東海地震予知情報

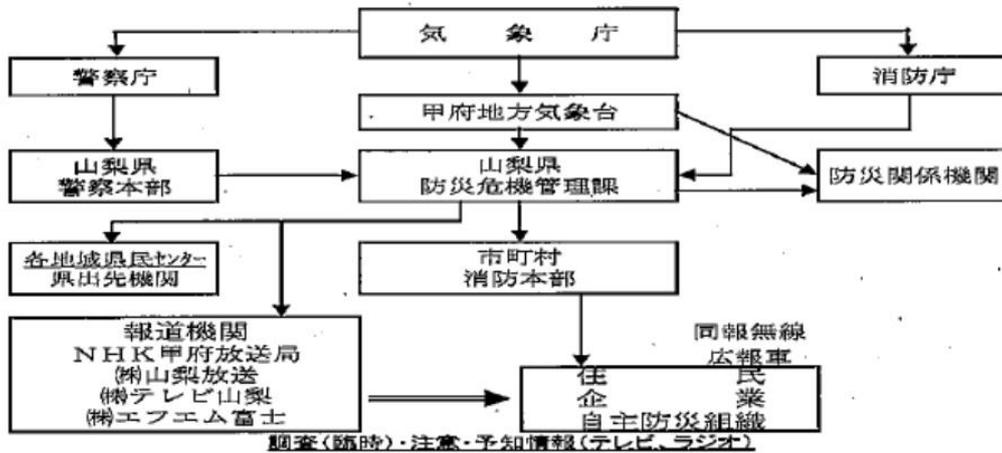
東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発表された場合に発表される情報。

オ 警戒宣言

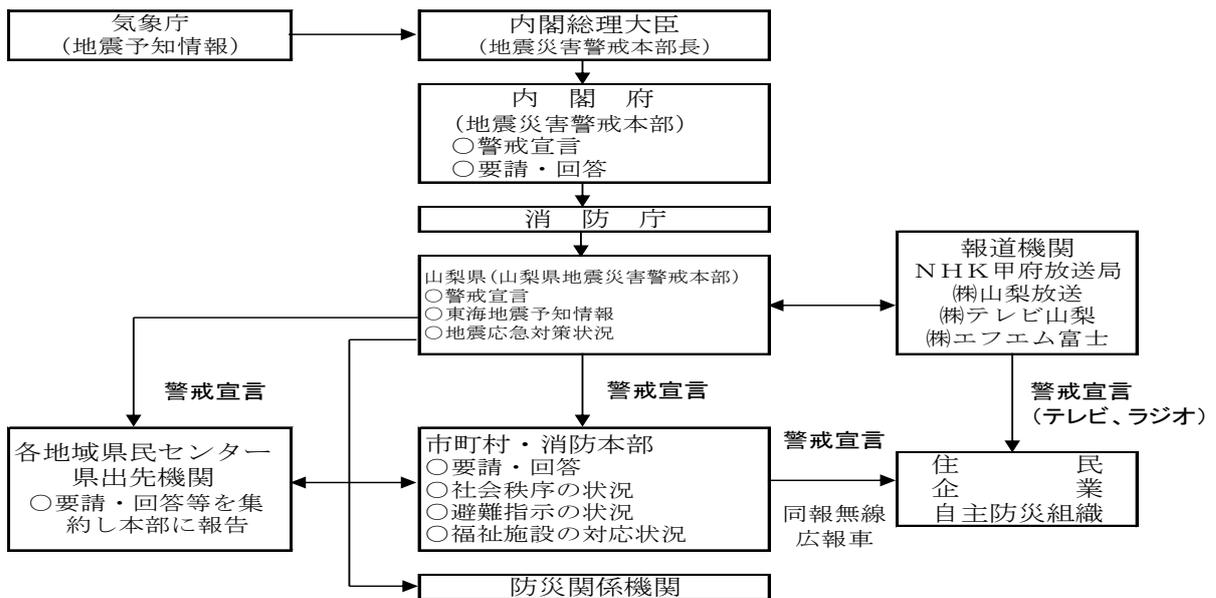
内閣総理大臣が地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知であり、関係機関へは内閣府から伝達される。

(2) 情報の伝達及び通報

ア 東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報



イ 警戒宣言発令時の情報伝達



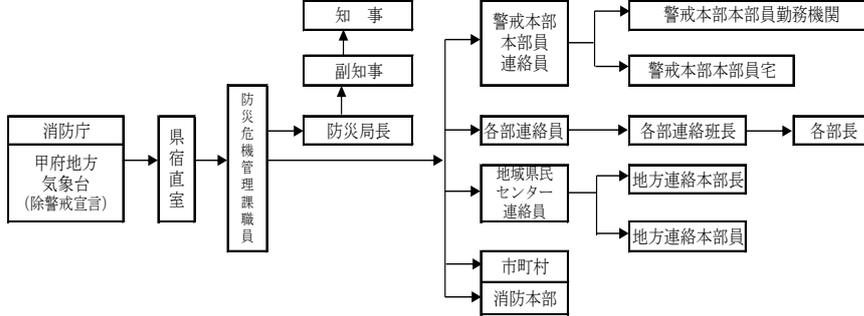
注1：時間外に出た情報は、宿直室で受信する。

注2：防災危機管理課の一斉FAXにより連絡されるその他出先機関は、中央病院、北病院、地域県民センター、農務事務所、林務環境事務所、建設事務所、保健福祉事務所、ダム事務所、笛吹水系発電管理事務所、発電総合制御所

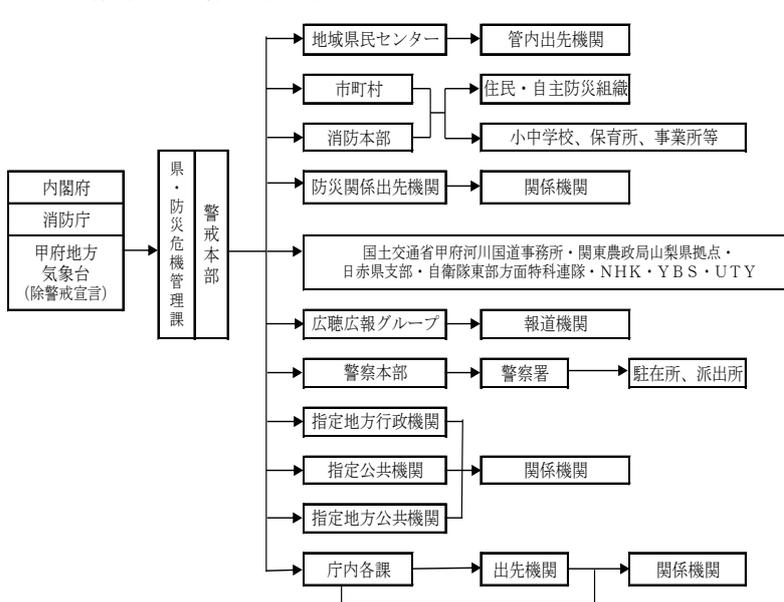
注3：消防庁から県に対する情報は、防災行政無線のファクシミリ又は音声で伝達する。
甲府地方気象台から県及び防災関係機関への情報は防災情報提供システムで伝達する。

(3) 県内各機関への各種伝達系統図

ア 警戒本部設置以前の勤務時間外



イ 勤務時間内及び警戒本部設置後



2 応急対策実施状況等の収集伝達

(1) 県、市町村、防災関係機関は、相互に連絡を取り、注意情報の発表による準備行動及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。

(2) 収集、伝達の方法、内容等

① 防災関係機関は、次の事項について警戒本部に報告する。

関係機関名	報告事項
関東財務局甲府財務事務所	金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関）の営業（普通預金の払戻し）停止店舗数（農協は、農務部→県警戒本部）（郵便局は、甲府中央郵便局→県警戒本部）
関東農政局（山梨県拠点）	主要食糧の県内在庫状況
関東運輸局山梨運輸支局	緊急輸送用車両確保数
J R	運転を停止した列車本数、列車内及び駅構内に滞留している旅客数
東日本電信電話株式会社 山梨支店	利用制限をした事業所数、利用者数及び電話疎通状況

	況
日本赤十字社山梨県支部	緊急出動できる救護医療班の数
中日本高速道路㈱八王子支社	高速道路の交通規制の状況及び車両の走行状況
山梨県道路公社	有料道路の交通規制の状況及び車両の走行状況
日本通運山梨支店	緊急輸送車両の確保数
山梨交通	運転を停止したバス台数及び営業所に滞留している旅客数
富士急行 (富士山麓電気鉄道・富士急バス)	運転を停止した列車本数及びバス台数、列車内及び駅、営業所等に滞留している旅客数
山梨県医師会	緊急出動できる救護医療班の数
関東地方整備局甲府河川国道事務所	一級河川の堤防等の状況、一般国道の交通規制の状況及び車両の走行状況

②その他の情報の収集

関係機関名	報告事項
市町村警戒本部→県警戒本部 (市町村)→(地域県民センター)→(防災危機管理課)	避難状況、救護状況、旅行者数(鉄道、定期バス(施設構内の者を除く))、通行規制等で停滞している車両数
市町村警戒本部→県警戒本部 (市町村)→(保健福祉事務所)→(福祉保健部)→(防災危機管理課)	保育を停止した保育所数、保育所に残留している児童数(幼保連携型認定こども園も含む)
市町村警戒本部→県警戒本部 (市町村教育委員会)→(教育事務所)→(県教育委員会)→(防災危機管理課)	授業を停止した公立幼稚園・小学校・中学校の数、公立幼稚園・学校に残留している児童・生徒数 (私立は、県総務部→県警戒本部) (県立高校・特別支援学校は、県教育委員会→県警戒本部)
県警察本部→県警戒本部 (防災危機管理課)	一般国道、主要地方道、一般県道の通行規制箇所数、停滞している車両のキロ数
市町村警戒本部→県警戒本部 (市町村)→(地域県民センター)→(県産業労働部)→(県警戒本部)	デパート及び主要スーパーの営業停止店舗数

()内は、県警戒本部設置前の体制による情報伝達ルート

第4節 広報活動

1 県の広報活動

(1) 広報体制

県地震災害警戒本部(広報班・広聴広報グループ)において、強化地域内外の居住者等に対する的確な広報を行い、適切な対応を促すよう努めるものとする。

(2) 広報内容

- ア 東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言等に関する情報の周知及び内容説明
- イ 主な交通機関運行状況及び交通規制状況
- ウ ライフラインに関する情報
- エ 強化地域内外の生活関連情報
- オ 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- カ 地震防災応急計画を作成すべき事務所への計画実施の呼びかけ
- キ 地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- ク 家庭において実施すべき事項

- ケ 自主防災組織に対する防災活動の呼びかけ
- コ 金融機関が講じた措置に関する情報
- サ 県の準備体制の状況
- シ その他必要な事項

(3) 広報手段

報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、インターネット、SNSなど様々な広報手段により実施する。

(4) 報道機関との応援協力関係

知事は、東海地震注意情報の発表を受けたとき、及び警戒宣言が発令されたときは、放送機関との協定(「災害時における放送要請に関する協定」「東海地震の警戒宣言発令時等の知事の県民への呼びかけの放送に関する協定」)により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかけ、民心の安定を図る。

2 県警察の広報活動

(1) 広報内容

- ア 地震予知に関する情報等の正確な内容
- イ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- ウ 交通の状況と交通規制の実施状況
- エ 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- オ その他混乱防止のための必要かつ正確な情報

(2) 広報手段等

- ア 交番、パトカー勤務員による広報車、携帯拡声器等の広報機器の活用
- イ 署、交番等作成の広報紙の配布及び立看板等の活用
- ウ 警察施設等を利用した住民相談窓口の開設
- エ ホームページ、SNS(ソーシャルネットワークサービス)等の活用
- オ 新聞、テレビ、ラジオ等への積極的協力要請
- カ 自主防災組織との連携
- キ ヘリコプターによる広報

3 市町村の広報活動

市町村は市町村地域防災計画の定めるところにより、住民に対して広報を行う。

広報は、広報車、同時通報用無線放送、有線放送、サイレン、半鐘、冊子、外国語放送等によるほか、自主防災組織を通じるなど様々な広報手段を活用して行う。

また、住居者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

また、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等による広報を行う。

4 防災関係機関の広報活動

(1) 放送機関

臨時ニュース、特別番組等の措置を講じて、取材事項、協定に基づく報道要請事項及び防災関係機関からの通報事項等により放送を行う。

(2) 電力供給機関

報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

(3) ガス供給機関

報道機関を通じて、発生時に備えてのガス機器等の安全措置に関する広報を行う。

(4) NTT

報道機関及び各事業所前掲示等を通じて、通信の疎通状況ならびに利用制限措置等について広報を行う。

(5) JR、私鉄

報道機関及び駅構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

(6) バス会社

報道機関及び構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

(7) 道路管理者

報道機関及び道路情報板等を通じて、通行規制等について広報を行う。

(8) 水道管理者

報道機関及び広報車を通じて、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について広報を行う。

(9) その他防災関係機関

上記以外の防災関係機関は、状況に応じて随時適切な広報活動を行う。

第5節 避難活動

1 避難指示の基準等

警戒宣言発令時に、地震による災害の発生が予想される地域（事前避難対象地域）の住民を予め避難させる必要があると認められるとき。なお、注意情報の発表時において、指定避難所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令後では迅速な避難ができない場合は、この段階で高齢者、障害者等避難行動要支援者の避難を実施することができるものとする。

2 県が行う避難活動

- (1) 市町村の避難活動の全体状況を把握し、必要な連絡調整及び指導を行う。
- (2) 要配慮者に対する支援や外国人、出張者等に対する誘導などについて、適切な対応を行う。
- (3) 災害救助法の対象となる市町村が行う避難対策についての指導調整を行う。
- (4) 次の事項について市町村に協力する。
 - ア 県の管理する施設の避難所としての開放
 - イ 県の管理する介護を必要とする者を収容する施設への該当者の収容
 - ウ 県が把握している物資等の斡旋及び当該市町村以外の市町村が備蓄している物資の供出
 - エ 非常電源設備、給水資機材その他防災用資機材の配備
- (5) 市町村が車両による避難を行う地域について、その実情を把握し、必要な連絡調整及び指導を行う。
- (6) 帰宅困難者、滞留旅客に対しての避難誘導、保護及び食料の斡旋

3 市町村が行う避難活動

- (1) 警戒宣言発令時に避難指示の対象となる「事前避難対象地区」は、概ね次の基準により予め市町村長が定める地区とする。
 - ア がけ地、山崩れ崩落危険地域
 - イ 崩壊危険のあるため池等の下流地区
 - ウ その他市町村長が危険と認める地域
- (2) 事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板などにより、地区の範囲、指定避難所、要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物、避難路、車両による避難が行われる地域及び対象者及び避難の指示と伝達方法その他必要な事項について周知徹底を図る。
- (3) 市町村長は、警戒宣言発令時に、事前避難対象地区に避難の指示を行うとともに、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定をする。
また、市町村長は、自主防災組織に対し次の指導を行う。

- ① 防災用具、非常持出品及び食糧の準備
 - ② 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
 - ③ 避難所の点検及び収容準備
 - ④ 収容者の安全管理
 - ⑤ 負傷者の救護準備
 - ⑥ 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護
- (4) 市町村長は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。
- (5) 外国人、外来者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- (6) 帰宅困難者、滞留旅客の保護、滞在場所の設置及び帰宅支援対策の実施

4 避難所における避難生活の確保

- (1) 市町村が設置した指定避難所には、情報連絡のため市町村職員、消防職員又は団員等を配置するとともに、救護所、夜間照明等の設置に努める。
- (2) ビニールシート、テント等の野営資材は、住民、自主防災組織等が準備する。
- (3) 食糧等の生活必需品は、各人が3日分(保存できるものは1週間分)を用意する。
- (4) 市町村は、旅行者等で滞留者となった者の避難生活について、事業者等と協議する。
- (5) 市町村は、生活必需品の不足している者への斡旋に努める。
- (6) 市町村は、要配慮者に配慮するとともに、重度障害者、高齢者等介護を要する者の介護を支援する。
- (7) 指定避難所では自主防災組織、自治会等の単位で行動する。

第6節 県民生活防災応急活動

1 食糧及び生活必需品の調達

(1) 基本方針

- ア 警戒宣言発令時に必要な食糧及び生活必需品は、住民が自主的に確保する。
- イ 県及び市町村は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
また、警戒宣言発令期間が長期化して、物資が逼迫したときには緊急の措置を講ずる。
- ウ 県、市町村は、備蓄する物資が不足する場合等は、本編第2編第3章第11節6(2)「物資等の供給の要請等」により対応する。

(2) 県

- ア 市町村の区域を超える緊急物資の調達及び斡旋
- イ 緊急物資の在庫状況の把握と供給協定の締結
- ウ 県内の在庫減少の著しい物資について国への要請
- エ 物資の円滑な流通のための広報及び物資保有者に対する収用又は保管命令
- オ 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。

(3) 市町村

- ア 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
- イ 緊急物資の在庫状況の把握と供給協定の締結
- ウ 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
- エ 救助物資の受け入れ場所の確保と受入れ体制の整備
- オ 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して

必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

(4) 農林水産省（農産局長）

農林水産省（農産局長）は、「災害時における食糧供給対策実施要領」に基づき、知事からの要請により、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者に応急用米穀を売却するよう要請する。

(5) 関東経済産業局

県からの要請により、所管業種の緊急物資の調達又は斡旋をする。

(6) 日本赤十字社山梨県支部

地震発生後速やかに救援物資を配布できるよう準備する。

2 飲料水の確保、給水活動

(1) 県

- ア 市町村、専用水道設置者及び県民への緊急貯水を指導する。
- イ 市町村及び専用水道設置者からの要請に基づき必要な措置を講ずる。（例：自衛隊による復旧作業、応援給水、衛生対策等）
- ウ 市町村及び専用水道設置者が相互に協力できる体制整備を指導する。

(2) 市町村及び専用水道設置者

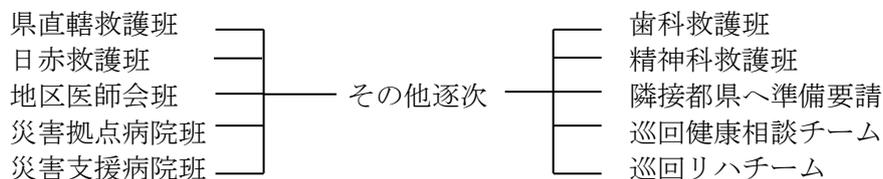
- ア 警戒宣言発令後、市町村及び専用水道設置者は緊急貯水を実施する。このとき一時的に大量の水道水が必要となるので、閉鎖井戸の活用、予備水源の確保、他水利の一時的転用等により、必要水量の確保に努める。
- イ 住民に飲料水の確保を広報する。
- ウ 応急給水班、施設復旧班を編成し、給水方法、給水地点及び仮復旧作業等の実施体制の確立を図る。
- エ 二次災害を防止するため、警戒宣言発令後、直ちに塩素注入設備、緊急遮断弁等の施設を点検するとともに、水道工事を中止する。
- オ 給水車、給水資機材の点検と給水体制の確立を図る。
- カ 水道工事事業者及び電力会社等との協力体制を整える。

3 医療活動

(1) 県

県警戒本部の下に山梨県医療救護対策本部を設置し、次の対策を実施する。

- ア 医療救護班の配備体制（要員、資材、搬送手段等）の確認
予め編成されている医療救護班のうち、24 時間以内に地震が発生した場合、直ちに派遣可能な医療救護班の数、配置、移動手段の確認を行う。
確認は、概ね次の順序で行う。



- イ 医療スタッフの確保
被災現場、被災地医療機関における医療スタッフの不足に対応するため、トリアージ、搬送等のための医療スタッフの派遣体制について、山梨大学医学部附属病院、関東甲信越都県等に要請する。
- ウ 災害拠点病院、災害支援病院をはじめ県下各病院等に対して、院内防災対策の確認、応急医療救護のための準備を伝達・要請する。
- エ 関係市町村（警戒本部）に対して、避難所等への医療救護所の開設準備を要請し、開

- 設可能な医療救護所を確認する。
- オ 消防機関、指定地方公共機関等に対して、傷病者、医療救護班の搬送のための協力を要請する。
 - カ 医薬品卸協同組合、指定薬局、赤十字血液センター、山梨県薬剤師会に医薬品の備蓄、保管、搬送体制の点検を要請する。なお、備蓄医薬品の富士北麓・東部医療圏への搬送体制について、特に留意する。
 - キ 関係機関、関係団体との情報連絡体制(通信手段、担当者の職氏名等)及び緊急車両(ステッカー)の確認を行う。
 - ク 関東信越厚生局、厚生労働省に対して準備体制を要請する。
 - ケ 医療救護班の派遣準備、災害拠点病院等の準備状況を関係市町村(警戒本部)に通知する。

(2)市町村

- ア 役場、保健センター又は指定避難所等に医療救護所を設置し、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材(担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等)を配備し、受け入れ体制について保健所に通知する。
- イ 傷病者を搬送するための車両、要員を確認する。
- ウ 医療救護所、災害拠点病院、災害支援病院等の受け入れ体制について広報する。

4 清掃、防疫等保健衛生活動

(1)県

保健衛生活動全般の連絡調整を行うとともに、保健所等保健衛生機関での出動準備を整える。

(2)市町村

- ア 仮設便所の準備を行う。
- イ 清掃、防疫のための資機材を準備する。

(3)住民・自主防災組織等

- ア し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備する。
- イ 必要に応じ、自主防災組織、自治会等に清掃班を編成し、資機材、仮設便所を準備する。

5 幼児、児童、生徒の保護活動

- (1) 注意情報が発表されたときには、学校、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園(以下「学校等」という。)は、児童生徒等の安全を確保するため、県教育委員会及び市町村教育委員会等と連携し、次の措置を講じる。
 - ア 事前避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、授業(保育)又は学校行事を直ちに中止し、安全な場所に全員を誘導し、生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、原則として小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全の確保について対策を講じる。
 - イ 事前避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学等、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは、安全の確保が困難であると予想される場合は、上記と同様な対策を講じる。
- (2) 警戒宣言が発令されたときには、学校等は次の措置を講じる。
 - ア 授業(保育)又は学校行事を直ちに中止する。
 - イ 安全な場所に全員を誘導し、児童生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、帰宅中、帰宅後の安全が確保された場合のみ小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全の確保について対策を講じる。
 - ウ 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引き取りがないときは、学校等に

において保護する。長期間保護するときの寝具、食糧等の措置については、市町村地震災害警戒本部と連絡のうえ、対策を講じる。

- エ 警戒宣言が登下校中に発令されたときに備え、次の事項を徹底しておく。
 - a ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
 - b 学校あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。
 - c 留守家族の生徒等はできるだけ学校に集合する。
 - d 交通機関を利用している生徒等は、その場の指揮者(乗務員・添乗員・車掌等)の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。
- オ 授業(保育)終了後に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業(保育)又は学校行事を中止する。

6 自主防災活動

県、市町村等が実施する注意情報発表時から災害発生時までの準備行動及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織は次のような活動を実施する。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。

- ア 自主防災組織の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。
- イ 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。
- ウ 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。
- エ 住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。
- オ 注意情報発表時に、事前避難対象地区内の避難行動要支援者が避難を開始する場合には、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、市町村や指定避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。

(2) 警戒宣言(東海地震予知情報)が発せられた場合

- ア 自主防災組織の活動拠点整備
情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。
- イ 情報の収集・伝達
 - a 市町村からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
 - b テレビ、ラジオで各種情報を入手するように努める。
 - c 実施状況について、必要に応じ市町村へ報告する。
- ウ 初期消火の準備
可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。
- エ 防災用資機材等の配備・活用
防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。
- オ 家庭内対策の徹底
次の事項について、各家庭へ呼びかける。
 - a 家具の転倒防止
 - b タンス、食器棚等からの落下等防止
 - c 出火防止及び防火対策
 - d 備蓄食料・飲料水の確認
 - e 病院・診療所の外来診療の受診を控える

カ 避難行動

- a 事前避難対象地区の住民等に対して市町村長の避難指示を伝達し、事前避難対象地区外のあらかじめ定められた指定避難所へ避難させる。避難状況を確認後市町村に報告する。
- b 自力避難の困難な病人等避難行動要支援者については、必要な場合には、市町村保健師等と連携を図り、自主防災組織において避難所まで搬送する。
- c 指定避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市町村長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに指定避難所まで避難する。
- d 事前避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。

キ 避難生活

- a 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。
- b 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。
- c 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市町村等と連絡を取り、その確保に努める。

ク 社会秩序の維持

- a ラジオ、テレビ、市町村同報無線等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。
- b 生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。

第7節 防災関係機関の講ずる措置

1 電力(東京電力パワーグリッド)

- (1) 東京電力パワーグリッド山梨総支社非常災害対策本部を設置する。
- (2) 東海地震注意情報が発せられた場合
 - ア 電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。
 - イ 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。
また、公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。
 - ウ 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を実施する。
 - エ 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡ならびに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じる。
 - オ ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。
- (3) 東海地震予知情報(警戒宣言発令)が発せられた場合
 - ア 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施する。
 - イ 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡ならびに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じる。
 - ウ ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

2 通信(NTT東日本、NTTドコモ)

- (1) 東海地震注意情報が発せられた場合は『情報連絡室』、警戒宣言が発せられた場

合は『地震災害警戒本部』を設置し、情報連絡体制の確立を図ると共に、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講ずる。

- (2) 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供する。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施する。
- (3) 通信の疎通が著しく困難となった場合には、重要通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講ずる。また、利用者に対し、通信の疎通状況等、テレビ、ラジオ等を通じて広報を行い、社会不安の解消に努める。

3 ガス（ガス供給機関）

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合
ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に備え、ガス供給設備の特別点検、特別巡視体制を確立する。
- (2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
ア ガスの供給継続を確保する。
イ 速やかに地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置して、非常体制を確立する。
ウ ガス工作物の工事については、安全措置を講じて直ちに中止する。
エ 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
オ 利用者に対し、テレビ、ラジオ等を通じて、不使用ガス栓（容器弁）の閉止、発災時のガス栓（容器弁）の即時閉止について広報を行う。

4 金融機関

山梨県、関東財務局甲府財務事務所及び日本銀行甲府支店は、金融機関等に対して、東海地震注意情報の発表時、警戒宣言発令時及び発災後における金融機関等に対して、それぞれの所掌事務に応じ次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合
平常通り営業、業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における利用可能及び利用不可能な店舗・現金自動預払機の周知等、地震防災応急対策の準備的措置を講じる。
- (2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
ア 営業時間中に発令されたときは、正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、店内顧客への普通預金の払戻しを除き、全ての業務を停止することができる。
ただし、「事前避難対象地域」内の店舗については、直ちに普通預金の払戻しを停止する。
イ 営業時間外に発令されたときは、その後の営業を停止する。
ウ 上記のアやイの場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講じる。
エ 預貯金等の関係書類の保管について万全を期すとともに、電算機についても耐震措置を講じる。
オ 手形交換又は不渡処分等の取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。
カ 預貯金、手形等の取扱いについて顧客への周知徹底を図る。

※注 ア、は「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の決定事項に基づくもの。

(3) 発災後

- ア 資金の融資について融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸し出しの迅速化等の措置をとる。

- イ 預貯金の払い戻しについて、通帳等紛失した者への簡易な確認方法により払戻しの利便を図る。
- ウ 定期預金等の中途解約又は当該預金を担保とする貸し出しに応ずる措置をとる。
- エ 手形交換又は不渡処分の取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。
- オ 生命損害保険金を迅速に支払うよう配慮する。また保険料の払込について適宜猶予期間の延長措置を講じる。
- カ 預貯金、手形等の取扱いについて顧客へ周知徹底を図る。

5 鉄道（JR及び富士山麓電気鉄道）

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 東日本旅客鉄道株式会社

警戒宣言が発せられたときの列車の輸送手配を円滑に行い、かつ、運転規制によるお客さまへの影響を少なくするため、次の各号に掲げるところにより、あらかじめ列車の運転規制手配を行う。

(ア) 注意情報が発表されたときは、強化地域内を運転中又は強化地域内へ進入する予定の貨物列車等については、警戒宣言が発せられたときに旅客列車の運転規制等に支障がないように、原則として最寄りの貨物駅等に抑止を行う。ただし、強化地域外への進出が可能と判断される場合には運転を継続する。

(イ) 注意情報が発表されたときは、強化地域内を旅行目的地としないお客さまを主として輸送する列車（夜行寝台列車等）については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。

なお、強化地域内を運転中の旅客列車は、原則としてそのまま運転を継続する。

※ 前項の運転規制の方法については、あらかじめ定めておく。

イ 東海旅客鉄道株式会社

(ア) 列車の運行規制等

旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

(イ) 旅客等に対する対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

ウ 富士山麓電気鉄道株式会社

(ア) 旅客列車については平常通り運行を継続する。

(イ) 警戒宣言が発せられた時の列車手配を円滑に行い、かつ、運転規制によるお客様の影響を少なくするため、あらかじめ列車の運転規制手配を準備する。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 東日本旅客鉄道株式会社

(ア) 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。

(イ) 当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。

(ウ) 前項の運転規制の方法については、あらかじめ定めておく。

(エ) 警戒解除宣言が発せられたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認等を行った後、列車の運転を再開する。

(オ) 駅施設内及び駅に停車した列車内のお客さまのために、駅施設内及び列車内の必要な場所を開放する。ただし、列車の停止が長期間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は、地方自治体の定める避難地へお客さまを避難させる。

(カ) 前項のお客さまのうち、病人等緊急の救護を要するお客さまは駅周辺の指定医療

機関等に収容することとし、その協力体制を確立しておく。また、駅等で常備している応急医療品を定期的に整備点検するとともに、救護を要するお客さまに対し応急措置が可能な体制を整えておく。

イ 東海旅客鉄道株式会社

(ア) 列車の運行規制等

- ① 強化地域への列車の進入を禁止する。
- ② 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
- ③ 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

(イ) 旅客等に対する対応

- ① 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。
- ② 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動するものを除き、関係地方団体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

ウ 富士山麓電気鉄道株式会社

(ア) 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。

(イ) 当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。

(ロ) 前項の運転規制の方法については、あらかじめ定めておく。

(ハ) 警戒解除宣言が発せられたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認等を行った後、列車の運転を再開する。

(ニ) 駅施設内及び駅に停車した列車内のお客さまのために、駅施設内及び列車内の必要な場所を開放する。ただし、列車の停止が長期間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は、地方自治体の定める避難地へお客さまを避難させる。

(ホ) 前項のお客さまのうち、病人等緊急の救護を要するお客さまは駅周辺の指定医療機関等に収容することとし、その協力体制を確立しておく。また、駅等で常備している応急医療品を定期的に整備点検するとともに、救護を要するお客さまに対し応急措置が可能な体制を整えておく。

6 バス(山梨交通、富士急バス)

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 平常通り運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知する。

イ 帰宅困難者等が想定される場合は、臨時バス等の増発を検討・実施する。

ウ 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施する。

(2) 東海地震予知情報(警戒宣言発令)が発せられた場合

ア 主要ターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。

イ 警戒宣言発令の情報を人手したときには、車両の運行を中止し安全な場所に停車するとともに、旅客に避難地を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

7 病院、診療所

県は、病院、診療所に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時において、次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合
- ア 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。
なお、外来患者の受入れを制限する施設にあつては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。
- イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。
- ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。
- エ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。
- (2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
- ア 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。
- イ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。
- ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

8 百貨店・スーパー等

県は、百貨店、スーパー等に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時において、次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合
- ア 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあつては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。
- イ 営業の継続にあつては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。
- (2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
- ア 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であつて、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。
- イ 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。
- ウ 営業を継続する場合にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

9 県(市町村)社会福祉協議会、山梨県ボランティア協会

- (1) 速やかに地震災害等援助のための対策本部を設置し、支援体制を確立する。

- (2) ボランティアの総合受付、調整等を行う。
- (3) 災害ボランティアに対するニーズ等の情報を提供する。
- (4) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行う。

第8節 交通対策

注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等の発生の防止、住民等の円滑な避難と緊急輸送道路の確保のため、次の交通対策を実施する。

1 交通規制等

(1) 基本方針

- ア 注意情報発表時
不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられた時の交通規制等の状況を広報する。
- イ 警戒宣言発令時
 - a 県内での一般車両の走行は極力抑制する。
 - b 県内への一般車両の流入は極力制限する。但し、静岡方面からの流入車両については、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。
 - c 県外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。但し、静岡方面へ流出する車両は極力制限する。
 - d 避難路及び緊急輸送道路については、優先的にその機能を確保する。

(2) 交通規制計画の策定

次に掲げる道路について、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する都県警察等の交通規制計画と整合性のとれた交通規制計画を予め定める。

- ア 警察庁が指定する広域交通規制対象道路
- イ 緊急輸送道路、避難路その他防災上重要な幹線道路
- ウ 高速自動車道（インターチェンジについては、個々のインターチェンジごと）
- エ 広域的な避難所等防災上重要な施設の周辺道路
- オ 崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路
- カ 発災時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路
- キ その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

(3) 交通規制の実施

- ア 交通規制の実施にあたっては、予め策定した交通規制計画に基づき速やかに実施する。
- イ 交通規制の実施にあたっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行う。但し、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行う。

(4) 交通管制センター等の運用計画

交通管制センター、信号機等交通管制施設については、警戒宣言発令時における運用計画を別に定める。

2 運転者のとるべき措置

注意情報発表時及び警戒宣言発令時の運転者のとるべき措置を次のとおり定める。

(1) 走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

- ア 注意情報発表時
 - a 注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予

知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

b 不要不急の旅行や出張等を自粛する。

イ 警戒宣言発令時

a 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

b 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しないこと。

3 道路啓開

警察官は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送道路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施する。

4 交通検問

警戒宣言が発せられたときは、交通規制の実効を担保し、交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、県内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急通行車両の確認、交通整理、迂回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

交通検問場所及び配置人員等については、別に定める。

5 交通情報及び広報活動

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 注意情報が発表されたときは、運転者等に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

イ 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

第9節 事業所等対策計画

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、強化地域内にある一定の事業所等では、予め地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとする。

また、強化地域外の事業所や一定規模以下の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置を予め定めるものとする。

なお、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

1 東海地震注意情報が発表された場合

- (1) 施設内の防災体制の確立
 - ア 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針
 - イ 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - ウ 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - エ 避難誘導の方法、避難路等の確認
- (2) 顧客、従業員等への対応
 - ア 注意情報の発表の周知、内容の説明
 - イ 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
 - ウ 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発表された場合

- (1) 施設内の防災体制の確立
 - ア 原則、施設の利用・営業等は中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。
 - イ 予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明
 - ウ 地震防災応急計画に基づき、次の応急保安措置等を実施する。
 - a 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - b 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - c 顧客、利用者等への避難誘導の実施
- (2) 従業員等への対応
 - ア 保安要員を残し、道路交通状況等を鑑み、徒歩・自転車等による従業員の避難を実施する。